

いじめ防止基本方針

高松小学校のいじめに関する基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり決して許されない行為である。

全教職員が「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である」「いじめはどの子にも起こり得る」との認識に立ち、いかなる理由があってもいじめを受けた児童の側に寄り添い、組織で対応する。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめ防止対策推進法>

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認識された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- いじめはどの児童にも、どの学級にも起こり得るものである
- いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない
- いじめられている児童の立場で考える
- 学校内に児童の悩みを受け入れる相談体制を整備する
- 年間を通じて「豊かな人間関係をはぐくむための教育活動」を教育課程に位置付ける
- 日頃から、児童と教師の信頼関係を築く
- 家庭教育の在り方がいじめ問題に大きくかわるため、保護者との連携を深める

Ⅱ 未然防止

1 児童や学級の様子を知るために

(1) 教職員の気付きが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める。

(2) いじめのサインを見逃さない

こんな様子が見られるようになったら

- | | |
|--|---|
| ☐ 遅刻・欠席が増える | ☐ 教室に入りたがらない |
| ☐ 急に学習への意欲を失う | ☐ 当番活動や休み時間に一人である場面が多い |
| ☐ 休み時間は、職員室や保健室、相談室の近くにいる | |
| ☐ 紛失物が多くなる | ☐ 持ち物や掲示板にいたずら書きが増える |
| ☐ 給食を食べ残すことが多くなる | ☐ からかわれることが多くなる |
| ☐ 遊びの仲間に入れない | ☐ 表情が暗くなる |
| ☐ 仕事を押し付けられる | ☐ ケガやキズが多くなる |

2 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる教育活動の充実

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為である、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図るための人権教育を充実させる。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が有効である。児童は心が揺さぶられる教材や資料に出合い、人としての「気高さ」「心遣い」「優しさ」等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につなげることができる。道徳的価値の自覚及び道徳的実践力を育成するため、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行い、その充実を図る。

(3) 相手の立場を理解するための活動の充実

相手の立場を理解し合う態度を身に付けさせるため、異年齢集団での活動、特別支援学級との交流及び共同学習を組織的、継続的に実践しその充実を図る。

3 「高松小学校いじめ対策委員会」による組織的な対応

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、校内の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置する。